

日本獣医生命科学大学機関リポジトリ運用指針

(目的)

第1条 日本獣医生命科学大学(以下「本学」という。)は、本学において作成された教育・研究・社会活動の成果物(以下「成果物」という。)を、学内外に無償で公開することにより、教育研究活動の発展に資するとともに、情報公開の推進と社会に対する説明責任を果たすことを目的として、日本獣医生命科学大学機関リポジトリ(以下「リポジトリ」という。)を設置する。この目的を達成するため、本指針により、リポジトリの運用に関する必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 本指針におけるリポジトリとは、本学において作成された電子的な形態の成果物を集積し、恒久的にこれを保存し、学内外へ電子的な手段によって発信・提供することができる、機器及び関連ソフトウェアからなる電子アーカイブシステムをいい、リポジトリの管理・運用は日本獣医生命科学大学附属図書館(以下「図書館」という。)において行うものとする。

(登録範囲)

第3条 リポジトリに登録する範囲は、次の各号に掲げる成果物とする。

- (1) 学術雑誌論文
- (2) 学位論文
- (3) 紀要論文
- (4) 調査研究報告書
- (5) 学術情報資料
- (6) その他、図書館長が適当と認めたもの

(登録者種別)

第4条 リポジトリに成果物を登録することができる者(以下「登録者」という。)は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 本学に在籍する、または在籍したことのある教職員及び学生
- (2) その他、図書館長が適当と認めた者

(登録要件)

第5条 リポジトリに登録することができる成果物は、次の各号に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 登録者が本学在籍中の教育研究活動により、単独もしくは他との共同で作成した成果物であること
- (2) 公開にあたって、法令ならびに本学の諸規程、また社会通念上及び情報セキュリティ上の問題が生じないものであること

(登録・公開手続)

第6条 登録者は、第1条の目的を理解し、出版社の著作権、その他登録及び公開に係る支障のないことを調査した上で登録・公開する。

(登録削除・公開停止)

第7条 図書館は、リポジトリに登録された成果物が次の各号に定める場合において、登録された成果物の一部または全部を削除もしくは公開を停止することができる。

(1) 登録者から理由を付して削除・公開停止の申請があった場合

(2) 第5条第2号に定める要件に疑義がある場合

(利用条件)

第8条 電子的な手段によってリポジトリに登録された成果物を利用する者は、著作権法(昭和45年法律第48号)に規定されている私的使用、引用等の権利制限を超えて利用しようとする場合、著作権者、その他の関連する権利者の許諾を得なければならない。

(著作権)

第9条 リポジトリに登録された成果物の著作権は、本学に移転されることなく、著作権者の元に留保される。

(個人情報取扱)

第10条 個人情報の取り扱いは、本学の個人情報保護基本方針に準ずる。

(免責事項)

第11条 本学は、リポジトリに登録された成果物の公開あるいは利用によって生じたいかなる損害についても、責任を負わないものとする。

(その他)

第12条 この運用指針に関し必要な事項は、関係者間で協議する。

附則

この運用指針は、令和6年6月1日から施行する。